

運営指導における指摘事項等について【訪問介護】

ここでは、運営指導において指摘した事項の例を掲載しました。基準等に沿って適切に運営されているかを確認する際の参考としてください。なお、事例のままでなく、一部変更して掲載してありますのでご了承ください。

＜指摘事項と根拠法令等＞

（１）運営関係

指摘事項	指導内容	根拠法令等
サービス提供の記録が、以下のとおり、不十分又は不正確なものが認められた。 ・サービス提供時の利用者の心身状況の記載がない。 ・サービス種類の記載がない。 ・買い物代行時の代金受払についての記載がない。 ・利用者がサービス実績を確認する欄に記載がない。	サービス提供記録は、居宅介護サービス費の請求の根拠となることを踏まえ、未入力や修正漏れが発生しないよう、具体的かつ正確に記録にすること。 実施したサービスについて利用者の確認を受けること。	都条例第 23 条 同旨 基準第 19 条
訪問介護計画作成後、実施状況を把握していない事例が認められた。 また、当初のサービス内容から変更が生じた際、変更後のサービスや所要時間が訪問介護計画に位置付けられていなかった。	訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行うこと。	都条例第 28 条 同旨 基準第 24 条
居宅サービス計画に位置付けられていないサービスが提供されていた。	訪問介護計画が、居宅サービス計画に沿った内容となっているか確認し、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供すること。 実際のサービスが居宅サービス計画と一致していない場合、サービスの必要性に変更がある場合等には、ケアマネジャーと連絡し、必要により居宅サービス計画書の変更を提案すること。	都条例第 20 条 同旨 基準第 16 条

(3) 介護給付費算定関係

指摘事項	指導内容	根拠法令等
清掃、調理等を利用者と一緒に行うとして身体介護を算定していたが、実態は利用者とヘルパーとが別々に行う等、一緒に実施していなかった。	自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助には該当しないため、身体介護ではなく生活援助で算定すること。	老計第10号 別紙1-6
通院介助において、介助が必要ではない診察時間やタクシー移動時間等も、所要時間を含んで算定していた。	常時介助が必要ではない時間については、所要時間から差し引いて算定すること。	区通知
予定していたサービスの一部が不要になり、サービス提供時間が短縮されたのに、全てのサービスに係る予定の時間で算定されていた。	サービスの一部が不要になった場合は、実際に提供したサービスの提供時間を算定すること。	算定基準 注1
20分未満のサービス提供時間であったが、身体介護1を算定していた。	算定の基準に従って、標準的なサービス提供時間を、適正な区分で算定すること。	留意事項 第2の2(4)

「都条例」＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成24年10月11日 条例第111号)

「基準」＝指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成11年3月31日 厚生省令第38号)

「老計第10号」＝訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について
(平成12年3月17日老計第10号)

「区通知」＝訪問介護における通院介助について
(平成16年12月20日16新健介利第15号新宿区健康部介護保険課長通知)

「算定基準」＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

「留意事項」＝平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」